平成２１年（フ）第４９３号
静岡市駿河区西脇302番地
破産者　有限会社クワン
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９２号
名古屋市熱田区花表町８番12号　星和神宮東コーポラス103号
破産者　株式会社祖父江料飲
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４７号
愛知県瀬戸市品野町５丁目265番地の２
破産者　有限会社クリーンライト
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６２号
愛知県西春日井郡春日町大字落合字落合312番地
破産者　株式会社グローバルコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第５１９号
三重県四日市市西松本町３番８号
破産者　新栄建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
三重県四日市市鹿間町133番地２
破産者　被相続人亡酒井幸二の相続財産
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
三重県三重郡菰野町大字竹成2014番地６
破産者　匹田みのり
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第４８７５号
大阪府八尾市高安町南１丁目51番地401号
破産者　有限会社平和兄弟印刷
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８０６６号
大阪市中央区高麗橋４丁目７番５号８階
破産者　有限会社光星リアルネット
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５１０号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目２番10号
破産者　株式会社大建企画設計
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５号
大阪府東大阪市高井田中３―13―17、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市高井田中３丁目11番12号
破産者　株式会社トープラ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８６号
大阪府枚方市池之宮１丁目19番11号
破産者　株式会社エム・フーズ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２２０号
大阪市住吉区山之内２丁目４番13号
破産者　株式会社光栄堂
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５５５号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目６番32号
破産者　株式会社紀洋ナット工業所
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７９４号
大阪市東住吉区田辺１丁目10番12号
破産者　株式会社マツダ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６０号
大阪府吹田市新芦屋上27番Ｆ―404号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋２丁目３番19号
破産者　有限会社シーン
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１５２１号
堺市中区土師町３丁32番38号
破産者　阪和工営株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９５０号
堺市北区百舌鳥梅北町２丁53番地の８
破産者　株式会社宝栄畜産
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第８８５号
熊本県上益城郡山都町柏655番地の２
破産者　有限会社幸陽建設
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１６０号
富山県高岡市蓮花寺228番地
破産者　有限会社コンポ
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第８号
長野県佐久市中込２丁目１番地10
破産者　有限会社池田商会
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第６０号
長崎県平戸市宮の町655番地11
破産者　株式会社デベロップ・エヌ・シー
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係